

百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会設置要綱第6条の規定に基づく学術委員会として、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役 割)

第2条 委員会は、百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会（以下「協議会」という。）に対し、学術的な見地から資産及びその周辺環境の保存管理と整備活用に関する助言、報告を行う。

(組 織)

第3条 委員会の委員は、学識経験のある者のうちから、協議会の会長が委嘱する委員をもって構成する。

(役 員)

第4条 委員会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 委員長は、委員の互選とする。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

5 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。